

事業者を対象として実施する業務

令和2年5月31日現在

| 番号 | 業務 | 業務制度名 | 対象 | 内容 | 問い合わせ先 |
|----|----------|--------------------------------|---|---|--|
| 22 | 延長 | 法人市民税の申告・納付期限の延長(個別対応) | 期限までに申告書の提出や納付ができない法人事業主 | 申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限の延長申請」と記載していただくことによって、個別に申告・納付期限の延長を受けることができます。この場合、申告書の提出日を申告及び納付期限として取り扱います。 | 税務課 市民税係 052-444-0509 |
| 23 | 貸付 | 福祉医療貸付事業 | 事業停止等となった個人事業主、法人事業主 | 無担保・無利子で経営資金の融資を行っています。貸付条件は、①福祉貸付事業と②医療貸付事業があり、それぞれ償還期間、貸付利率、貸付金の限度額の設定があります。 | 独立行政法人福祉医療機構 東京本部 福祉審査課 03-3438-9298 東京本部 医療審査課 03-3438-9940 |
| 24 | 給付 | 持続化給付金事業 | ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している中小法人、個人事業者等 | 中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円を給付します。ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限となります。 | 経済産業省 持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570 |
| 25 | 助成 | 新型コロナウイルス感染症対策協力金 | 愛知県の休業協力要請期間中、対象施設の休業又は営業時間短縮を実施した事業者 | 50万円の協力金を交付します。 【申請期間】令和2年6月30日まで | 産業振興課 052-441-7114 |
| 26 | | 新型コロナウイルス感染症対策協力金 | 愛知県の休業協力要請期間中、自主的に休業を実施した理容業又は美容業を営む事業者 | 愛知県理容生活衛生同業組合、愛知県美容業生活衛生同業組合に加盟している事業者は4月24日から5月6日まで、組合に加盟していない事業者は4月25日から5月6日まで自主的に休業した場合、愛知県が10万円、あま市が10万円の協力金を交付します。 | |
| 27 | | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 | 小学校等に通う子の保護者である労働者に、学校の臨時休業中に有給休暇を取得させた法人事業主 | 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(日額上限8,330円)を助成します。 【対象期間】令和2年2月27日から6月30日 【申請期間】令和2年9月30日まで 【申請方法】学校等休業助成金・支援金受付センターに郵送 | |
| 28 | 信用保証付き融資 | セーフティネット保証及び危機関連保証融資に係る認定書発行業務 | 資金繰りが悪化した中小企業者 | 金融機関で融資を受ける際に必要となる認定書を発行します。 | 産業振興課 052-441-7114 |
| 29 | 猶予 | 市税の徴収猶予(特例) | 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、かつ、一時に納付し、又は納入を行うことが困難である個人事業主、法人事業主 | 【対象となる税】令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するすべての市税 【猶予内容】無担保かつ延滞金無しで、1年間、徴収の猶予を受けることができる。 【申請日】令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日まで | 収納課 052-444-0413 |

新型コロナウイルス感染症に伴う 助成金・給付金等について



内容については、5月31日現在です。
今後の状況により変更する場合がありますので、ご了承ください。
6月以降の新しい情報につきましては、あま市公式ウェブサイトでお知らせいたします。

個人を対象として実施する業務

令和2年5月31日現在

| 番号 | 業務 | 業務制度名 | 対象 | 内容 | 問い合わせ先 |
|----|----|---|--|--|--|
| 1 | 給付 | 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給 | 感染又は発熱等による感染疑いで就労できず、給料が得られない方 | 【支給日数】就労できなくなった日から4日目以降の就労できなかった日数 【1日当たり支給額】給与等の平均日額の2/3を支給します。 | 保険医療課 052-444-3168 |
| 2 | | 後期高齢者医療被保険者に対する傷病手当金の支給 | 感染又は発熱等による感染疑いで就労できず、給料が得られない方 | 【支給日数】就労できなくなった日から4日目以降の就労できなかった日数 【1日当たり支給額】給与等の平均日額の2/3を支給します。 | 保険医療課 052-444-3168 |
| 3 | | 特別定額給付金 | 基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方 | 給付対象者1人につき 10万円 を給付します。 【申請期間】令和2年8月20日まで | 社会福祉課 052-462-6681 (専用ダイヤル) |
| 4 | | 住居確保給付金 | 休業等に伴う収入の減少で家賃の支払いができない方 | 申請者と同一の世帯の属する者の収入の合計額が基準以下で、資産等に関する要件を満たす場合に、原則3か月、最大9か月、家賃相当額を貸主に給付します。 | 社会福祉課 052-444-3135 |
| 5 | | 子育て世帯への臨時特別給付金(国制度) | 令和2年3月31日に市内に住所を有し、令和2年4月分(3月分を含む。)の児童手当の支給を受けている受給者 | 児童一人当たり 1万円 を給付します。 所得制限あり。(申請不要) | 子育て支援課 052-444-3173 |
| 6 | | 新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯応援給付金(市独自制度) | 令和2年3月31日に市内に住所を有し、令和2年4月分(3月分を含む。)の児童手当の支給を受けている受給者 | 児童一人当たり 1万円 を給付します。 所得制限なし。(申請不要) | |
| 7 | | 就学援助 | 減収で市立小中学校に子どもを就学させるのに困っている方 | 学用品など就学に必要な経費の一部を援助します。 | 学校教育課 052-444-0902 |
| 8 | 支援 | 妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策 | 妊婦 | 1人当たり布マスクを1枚配布します。 | 健康推進課 052-443-0005 |
| 9 | | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け) | 学校の臨時休業で、子どもの世話のために契約した仕事ができなくなった方 | 就業できなかった日について1日あたり 4,100円(定額) を支給します。 【対象期間】令和2年2月27日から6月30日 【申請期間】令和2年9月30日まで 【申請方法】学校等休業助成金・支援金受付センターに郵送 | 厚生労働省 コールセンター 平日・休日9:00~21:00 0120-60-3999 |
| 10 | 猶予 | 市税の徴収猶予(特例) | 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、納税が困難である方 | 【対象となる税】令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するすべての市税 【猶予内容】無担保かつ延滞金無しで、1年間、徴収の猶予を受けることができます。 【申請日】令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日まで | 収納課 052-444-0413 |
| 11 | | 改良住宅家賃の支払い猶予 | 減収で改良住宅家賃が支払えない方 | 支払い猶予の相談を承っています。 | 人権推進課 管理係 (あま市人権ふれあいセンター) 052-444-5393 |

| 番号 | 業務 | 業務制度名 | 対象 | 内容 | 問い合わせ先 |
|----|----|--------------------------|----------------------------|---|---|
| 12 | 猶予 | 水道使用料金の支払い猶予 | 減収で水道料金が支払えない方 | 支払い猶予の相談を承っています。 | 水道事業給水地区 上水道課 料金係 052-441-7115 名古屋市上下水道局の給水地区 中村営業所 052-483-1411 |
| 13 | | 下水道使用料の支払い猶予 | 減収で下水道使用料が支払えない方 | 支払い猶予の相談を承っています。 | 水道事業給水地区 上水道課 料金係 052-441-7115 名古屋市上下水道局の給水地区 中村営業所 052-483-1411 |
| 14 | 減免 | 市県民税の減免 | 減収で市県民税を支払えない方 | 前年所得が 200万円 以下で、今年の所得が2分の1以下になる見込みの方は、今年度の市県民税の所得割額の2分の1を申請により減免します。 | 税務課 市民税係 052-444-0509 |
| 15 | | 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例 | 減収で国民年金保険料が納付できない方 | 令和2年2月以降に収入が減少し、令和2年中の所得見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になると見込まれる場合に、令和2年2月分以降の国民年金保険料について、国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を適用します。 | 保険医療課 052-444-3168 日本年金機構 0570-003-004 (ねんきん加入者ダイヤル) |
| 16 | | 国民健康保険税の減免 | 減収で国民健康保険税が納付できない方 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し若しくは重篤な傷病を負った世帯又は事業収入等の減少(10分の3以上、他にも要件あり)が見込まれる世帯の国民健康保険税を減免します。 【7月中旬から受付開始予定】 | 保険医療課 052-444-3168 |
| 17 | 減免 | 後期高齢者医療保険料の減免 | 減収で後期高齢者医療保険料が納付できない方 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し若しくは重篤な傷病を負った世帯又は事業収入等の減少(10分の3以上、他にも要件あり)が見込まれる世帯の後期高齢者医療被保険者の保険料を減免します。 【7月中旬から受付開始予定】 | 保険医療課 052-444-3168 |
| 18 | | 介護保険料の減免 | 減収で介護保険料が納付できない方 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し若しくは重篤な傷病を負った第一号被保険者又は主たる生計維持者の事業収入等の減少(10分の3以上、他にも要件あり)が見込まれる第一号被保険者の介護保険料を減免します。 【7月中旬から受付開始予定】 | 高齢福祉課 052-444-3141 |
| 19 | 貸付 | 上水道使用料金及び簡易水道料金の基本料金全額免除 | 水道利用者 | 8、9月ご利用分(10月請求分)にかかる上水道使用料金の基本料金を2か月分全額免除します。 (申請不要) | 水道事業給水地区 上水道課 料金係 052-441-7115 名古屋市上下水道局の給水地区 中村営業所 052-483-1411 |
| 20 | | 緊急小口資金(特例) | 休業で家計が維持できない方 | 貸付上限10万円(特別な場合は 20万円) 据置期間1年以内 償還期間2年以内 | あま市社会福祉協議会 052-443-4291 |
| 21 | | 総合支援資金 | 緊急小口資金を借りた方で、引き続き生活に困窮する世帯 | 貸付上限(2人以上)月 20万円 (単身)月 15万円 据置期間1年以内 償還期間10年以内 | |